



鳥取県公報

平成17年 2月25日(金)
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	建築士法施行細則の一部を改正する規則(5)(建築課).....	1
労働委員 会規則	鳥取県労働委員会の運営に関する規則(1).....	2

==== 公布された規則のあらまし ====

建築士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 指定試験機関が行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書等を指定試験機関の定めるところにより提出することとした。(第13条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第5号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(受験申込書) 第13条 略 2 指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、 <u>受験申込書に、前項各号に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。</u>	(受験申込書) 第13条 略 2 指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、 <u>指定試験機関が定める書式による受験申込書に、前項各号に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類にあっては、指定試験機関の定める書式によるもの)を添えて、指定試験機関に提出しなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会 規 則

鳥取県労働委員会の運営に関する規則をここに公布する。

平成17年 2月25日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

鳥取県労働委員会規則第1号

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年 3月 1日から施行する。